での各年度において」に改め、同号18中「市町村税課税状況調」の下に「（国保関係）」を加え、同号17を同号20とし、同号16中「市町村税課税状況調」の下に「（国保関係）」を加え、同号16を同号19とし、同号15中「市町村税課税状況等の調（以下「市町村税課税状況調」という。）」を「市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）」に改め、同号15を同号18とし、同号14中「0.638」を「0.618」に、「0.561」を「0.533」に、「1.68」を「1.69」に、「0.81」を「0.80」に、「10.554」を「10.746」に、「9.276」を「9.274」に、「0.156」を「0.157」に、「11.400」を「11.300」に、「平成18年度国民健康保険療養給付費等負担（補助）金」を「平成19年度国民健康保険療養給付費等負担（補助）金」に、「平成19年5月11日付け保国発第0511001号」を「平成20年6月5日付け保国発第0605001号」に、「平成18年度事業実績報告」を「平成19年度事業実績報告」に、「平成18年度療養給付費（老人・介護）負担（補助）金」を「平成19年度療養給付費（老人・介護）負担（補助）金」に、「平成18年度単年度分）[41]」を「平成19年度単年度分）[41]」に、「平成18年度退職医療交付金」を「平成19年度退職医療交付金」に改め、「（（a＋b）×e）」を削り、「介護納付金概算介護納付金の額（平成18年度単年度分）[49]」を「介護納付金合計［51］」に、「平成16年度」を「平成17年度」に、「0.9648896」を「0.9481994 8」に改め、同号14を同号17とし、同号13中「上水道1般会計出資債」を「平成十一年度から平成二十年度までの各年度分の上水道1般会計出資債」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号13を同号16とし、同号9から同号12までを同号12から同号15までとし、同号8の次に次のように加える。

9　病院事業1般会計出資債同意等額は、平成二十年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度において同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）によりあん分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

10　救急告示病院数は、前年の三月三十一日における救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された都道府県の経営する病院（当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。）の数とする。

11　救急告示病床数は、前年の三月三十一日における前項に規定する病院の病床の数（その数が三十を超える場合にあつては、三十）を合算した数とする。

第九条第1項の表都道府県の項第七号1中「3.804」を「3.703」に、「13.020」を「13.188」に改め、同項第八号3中「0.0287」を「0.0292」に、「0.0093」を「0.0094」に、「12.339」を「12.548」に改め、同号7中「0.0235」を「0.0218」に、「0.0150」を「0.0139」に、「0.0021」を「0.0020」に改め、同項第九号1中「六〇・四一三」を「六一・八九」に、「一」を「七〇一・七」に、「三一八・〇」を「三一五・七」に改め、同号2中「101.825」を「105.379」に改め、同表市町村の項第1号中「753」を「726」に改め、同項第二号算式を次のように改める。

算式

$$B\times 6.22+C\times 9.21+D\times 12.19+E\times 12.19+F\times 15.18+G\times 15.18+H\times 17.23+I\times 17.23+J\times 37.65+K\times 15.06+L\times 27.48+M\times 27.48+N\times 23.34+O\times 23.34-A$$

第九条第1項の表市町村の項第三号中、「$\sum_{n=53}^{7}$」を「$\sum_{n=54}^{7}$」に改め、同項第四号1中「1四五・〇八」を「1一三九・〇五」に改め、同号4算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

$$\frac{1}{41{,}100\times A}\times\left(212\times A+47{,}860\times B+319\times C\right)$$

算式の符号

| | |
|---|---|
| A | 測定単位の数値 |
| B | 当該市町村における「第62回被保護者全国一斉調査及び第56回医療扶助実態調査」によつて厚生労働省に報告された「第5表教育扶助受給人員」のうち小学校に係る数 |
| C | 当該市町村における「平成20年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された「学校給食実施状況調査総括票」の表側「小学校空欄の数、校給食実施人員「小学校」、補食給食」、表頭「学校給食実施人員「児童・生徒・幼児数「公立」、欄の数及び表側「小学校ミルク給食」、表頭「学校給食実施人員「児童・生徒・幼児数「公立」」欄の数を合算した数 |

第九条第1項の表市町村の項第五号中「1四五・〇八」を「1一三・〇五」に、「1五七・四〇」を「1四九・一一一」に、「39,600」を「41,100」に、「36,500」を「38,300」に、「213」を「212」に、「598」を「628」に、「47,536」を「47,860」に、「69,274」を「72,724」に、「322」を「319」に、「407」を「431」に改め、同項第六号中「765」を「763」に、「280」を「282」に、「46」を「43」に、「E×171＋F×171＋G×68」を「E×169＋F×168＋G×65」に、「120」を「116」に、「141」を「135」に、「77」を「68」に、「119」を「108」に、「138」を「129」に、「4.5」を「5.0」に改め、同項第七号1中「1.014」を「1.029」に、「0.990」を「0.988」に、「被生活保護者数」を「被生活保護者等の数」に、「被生活保護者の実数」を「被生活保護者等の実数」に改め、「（出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助を受けた者の数を除く。）」を削り、「被生活保護者のうち生活扶助」を「被生活保護者等のうち生活扶助等」に改め、同号2中「被生活保護者数」を「被生活保護者等の数」に改め、「葬祭扶助を受けた者」の下に「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定によつて当該市から生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付を受けた者」を加え、同号3中「被生活保護者の実数」を「被生活保護者等の実数」に改め、同号5中「被生活保護者のうち生活扶助」を「被生活保護者等のうち生活扶助等」に改め、「によつて生活扶助を受けた者」の下に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者」を加え、同項第八号1中「1.056」を「1.055」に、「118.227」を「121.546」に、「0.703」を「0.688」に、「1.157」を「1.140」に改め、同号2中「平成二十年」を「平成二十一年」に改め、同号7中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同号8中「旧法施設支援費利用者（通所）の「総計」の下に「並びに「障害福祉サービス種類別の利用状況」の「共同生活介護」の「総計」及び「共同生活援助」の「総計」」を加える。

第九条第1項の表市町村の項第九号1を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 九 | 保健衛生費 | 人口 | 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、診療所の数に一、五九一・九を、診療所病床数に六六・六を、簡易水道等給水人口に一・一〇を、簡易水道事業債元利償還金に〇・二二を、平成十二年度に発行を許可された簡易水道事業債の額（以下この表において「簡易水道事業債」という。）に〇・〇一〇九を、平成十三年度簡易水道事業債許可額に〇・〇一一六を、平成十四年度簡易水道事業債許可額に〇・〇一〇〇九を、平成十五年度簡易水道事業債許可額に〇・ |